雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金申請事業主の皆様へ

あいち雇用助成室

休業手当額の算出方法の記載について（お願い）

　日頃より職業安定行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給について、早期に支給すべく審査を行っておりますが、事業所様毎に休業手当額の計算方法があり、審査、点検がスムーズに行えていない状況にあります。

　つきましては、休業手当額の算出方法を、**『下欄』**、**『賃金台帳・給与明細(写)余白部分』**、または**『別紙（任意作成）』**のいずれかに記載の上、次回のご申請の際にご添付いただきますようお願いいたします。

|  |
| --- |
| 事業所名： |
| 算出式： |

〇労働基準法第26条、同12条により算出している場合は、個々の平均賃金算出表の添付をお願いします。